

茨城労働局発表
平成28年9月30日(金)

【照会先】
茨城労働局労働基準部監督課
課長 佐川 正孝
主任監察監督官 渡邊 広
(直通電話)029(224)6214

11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します ～ 過重労働解消のための取組要請を行います ～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)に先立ち、10月に、使用者団体や労働組合に対し、過重労働解消への取組のための協力要請を行います。

茨城県の年平均による月当たりの総実労働時間は151.8時間、所定外労働時間は14.5時間と全国的には長い傾向にあります。(資料2)

また、週労働時間60時間(月時間外労働時間80時間相当)以上の労働者の割合は、平成27年には全国で8.3%(労働力調査 平成27年平均[速報])となっており、政府目標の5%を大きく上回る状況となっています。

このような状況の中、当局管内の長時間労働を背景とする脳・心臓疾患や、長時間労働を含むストレスによる精神障害の労災認定件数は、平成27年度に合わせ15件に至っています。

長時間労働の解消は、使用者が適切な措置を講じるほか、職場の実態をよく知る労使が一体となって取組むことが重要です。「過重労働解消キャンペーン」はこのための取組です。

なお、協力要請のうち、一般社団法人茨城県経営者協会に行う要請は次のとおりです。

労働局長による経営者協会への要請

- (1)日時 平成28年10月11日(火) 午前10時15分
- (2)場所 (一社)茨城県経営者協会内
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11階
- (3)出席予定者 【茨城労働局側】 西井裕樹局長

【(一社)茨城県経営者協会側】
鬼澤邦夫会長

* 当日は取材が可能です。取材をいただける場合は、10月7日(金)までに当局監督課(029-224-6214 佐川又は渡邊)までご連絡ください。

このほか、10月に「過重労働解消のためのセミナー」を開催し、企業がどのように問題を解決したか、プロセスや改善後の状況はどうかなどを紹介します。次頁のとおりです。(資料3)

日 時 平成 28 年 10 月 20 日(木) 午後 2 時～同 4 時 30 分
場 所 茨城県立県民文化センター 集会室 8 号
水戸市千波町東久保 697

* 事前に参加申込みを受け付けます。問合せ・申込み先は「LEC 東京リーガルマインド(TEL03-5613-6033、FAX03-5913-6409)」です。

※ 本期間の 11 月には、「**過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（平成 28 年 11 月 5 日[土]**）」、「**労働局長による職場（ベストプラクティス企業）訪問**」、「**過重労働相談ダイヤルの開設（平成 28 年 11 月 6 日[日]**）」を行います。後日あらためてお知らせいたします。

